

第1回マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年2月5日(金) 午前10時30分から午後0時10分まで

2 場所

警察庁第14会議室

3 出席者

委員	金子正志	弁護士
	神垣明治	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	辻松雄	全国銀行協会業務部長
	藤原静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	古谷由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	安富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授(座長)
	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

4 配付資料

第1回配付資料

5 議事要旨

- (1) 組織犯罪対策部長あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 座長選出
- (4) 事務局説明・意見交換

警察庁から、配付資料に沿って説明し、意見交換がなされた。主な意見は以下のとおり。

- ・ 我が国は、FATFから、顧客管理に関する法令の規定がないとの指摘を受けており、特にこの点を具体的に検討していかなければならない。顧客管理措置に関する諸外国の制度についての資料を入手してほしい。
- ・ 顧客管理措置のマネー・ローンダリング対策上の意義及び効果を考える際、異常な取引というものをどうやって検知していくかが重要となるだろう。金融機関では、過去の取引データを蓄積していると思うが、その中からマネー・ローンダリングに悪用されやすい要素等をうまく抽出することはできないか。
- ・ 銀行に関していえば、いわゆるメガバンクと呼ばれている経営規模の大きい銀行と信金・信組を比較しても、顧客管理等に用いる情報管理システムの規模や顧客に関するデータ量も異なる。こうした経営規模の異なる事業者の実情をヒアリングの場で聞いていただければと思う。
- ・ 経営規模の大きい銀行では、欧米各国と同じ水準のシステムで対応することを通

じて疑わしい取引かどうかを判断している一方、経営規模の小さい銀行になるとそのレベルまで達していないという実情がある。

- ・ 近年は、顧客の個人情報保護に対する意識も強くなってきていることから、金融機関が顧客から任意に情報を提供してもらう現状の方法には限界がある。
- ・ いわゆるリスクベース・アプローチを我が国の法令に規定するのは困難かもしれない。外国ではどのように規定し、実施しているのかを調べてほしい。
- ・ 顧客管理措置を講じるためのコストによって、我が国の金融機関の国際社会における競争力が低下しては困る。したがって、顧客管理措置を講じる必要はあると考えるが、その方法は可能な限り低コストかつ効果的なものとする必要がある。金融機関へヒアリングをする際は、是非このような観点から質問したい。
- ・ 金融機関にとって、FATF 勧告を履行することが至上命題というのが世界共通の感覚なのか。我が国における FATF 勧告履行上の問題は、エンフォースメントの問題である。我が国の金融機関は、指針というものにエンフォースメントがあると認識していると思うが、この認識を国際的に説明することができないということであろう。FATF 勧告というものが国際的にどの程度のレベル感のものなのかによって、今後検討すべき方向性、対応のスケジュール感が異なってくるであろう。
- ・ 第3次 FATF 対日相互審査時、金融機関は、金融庁の監督指針や金融検査マニュアルに沿ってマネー・ローンダリング対策を講じていると主張したが、FATF からは同指針等には法的な拘束力がないと指摘された。したがって、金融機関としては、仮に、事業者に対し顧客管理措置をとることを求めるのであれば、法令化による対応を望むものである。ただし、法令で顧客管理措置を義務付けるとしても、法令化で対応できるもの、法令化するとかなり国民的負担が多く PR 等が必要なもの、法令化しても他の商慣習など含めて対応が難しいもの、という3分類で検討する必要がある。
- ・ FATF 勧告の内容は、欧米のカルチャーに照らし必要なものであるという観点から構成されているが、我が国においては、我が国のカルチャーから適正にマネー・ローンダリング対策を実施していることを FATF に伝えていく必要があるのかもしれない。
- ・ 我が国の宅建業界は、個人事業者から大手まで様々な経営規模の事業者が存在する。また、我が国のように、不動産取引に当たり、宅建業の免許が必要な国もあれば、その免許が不要な国もある。このように制度や法規制に違いがある中で、FATF 加盟各国における宅建業者をすべて一律に議論することができるのか。また、実態として、各国では不動産取引において顧客管理措置を十分に講じることができているのか。これらの点に関する海外の実態を知りたい。